

刑事罰の対象者と処罰内容

民事裁判の賠償者と賠償額

第3回 労働トラブル防止総合講座

主催：愛知県下各労働基準協会

過労死、過労自殺を含む重大な労働災害などが発生した場合、労働基準法や労働安全衛生法などの法違反があれば、企業や経営者だけでなく、現場管理者までもが刑事罰の対象となり、処罰されることとなります。

なお、こうした労働災害は民事事件として訴えられ、多額な賠償を命じられるケースも珍しくなく、その請求額は億単位に及ぶ場合もあり、企業によっては倒産の危機に直面することもあり得るほどです。賠償額がどのように算定され、企業が普段からどのような対策をとれば、その減額が可能かを知ること、労務管理・安全衛生対策では重要です。

そこで愛知県下各労働基準協会では、労働に関する刑事罰や民事訴訟の対象及び補償等の範囲についての理解を深めていただき、トラブルを未然に防ぐための「労働トラブル防止総合講座」を開催します。第3回の今回は、刑事罰の送検実績もある元検事の弁護士 宮澤俊夫氏にお話しいただきますので、ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

●日 時 平成27年10月8日(木) 午後1時30分～午後4時30分

●会 場 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター) 名古屋市中村区名駅4丁目 4-38



刑事罰の対象者と処罰内容

民事裁判の賠償者と賠償額

宮澤俊夫法律事務所 所長

愛知労働局労災法務専門員 元名古屋法務局訟務部付検事

弁護士 宮澤俊夫氏



●対象 企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等（定員150名）

●費用 会員 1回 6,170円（資料代・税を含む）
 非会員 1回 8,220円（資料代・税を含む）

4回目以降の内容（開催時刻はいずれも午後1時30分～午後4時30分）

月 日	内 容	講 師
第4回 平成27年 12月4日（金）	トラブルとならない 懲戒処分と関係規定の整備	森法律事務所 所長 元三重県労働委員会公益委員 元愛知県男女共同参画審議会委員 弁護士 森 美穂氏
第5回 平成28年 2月26日（金）	労働リスクアセスメントと 安全配慮義務	福岡宗也法律事務所 元愛知労働局紛争調整委員 弁護士 庄司 俊哉氏

申込要領 申込書を予めファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を銀行へお振り込みください。

また、受講票は開催日の7日前までにお送りいたします。

会場略図



連絡先 一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付

〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1

電話 (052) 961-1666

FAX (052) 962-1670

振込先 三菱東京UFJ銀行 黒川支店

普通預金 No.2036133

一般社団法人 名北労働基準協会 労務管理教育会計

※恐れいりますが、振込手数料は貴社にてご負担願います。

労働トラブル防止総合講座 申込書(コピー可)

会員番号 ※						平成	年	月	日
事業場名					TEL	()	—		
					FAX	()	—		
事業内容					労働者数	人			
所在地	〒								
ご出席者	氏 名				所属部署・職名		受講日 (レを付けて下さい)		
	(フリガナ)						<input type="checkbox"/> 10月8日 <input type="checkbox"/> 12月4日 <input type="checkbox"/> 2月26日		
	男・女								
	(フリガナ)						<input type="checkbox"/> 10月8日 <input type="checkbox"/> 12月4日 <input type="checkbox"/> 2月26日		
男・女									
会費支払時期	月	日	銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者（部署名）				
				様					

※会員番号 郵送にてご案内の場合は、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。

H27.8.

※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。